

# 長野県パートナーシップ届出制度実施要綱

令和5年4月20日制定

## (趣旨)

第1 この要綱は、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す長野県パートナーシップ届出制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。

## (届出対象者の要件)

第3 パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる者（以下「届出対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 届出対象者の双方がともに民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出対象者の双方がともに婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (3) 届出対象者の双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 届出対象者の双方が法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、届出対象者の双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 届出対象者の双方又はいずれか一方が長野県の区域内（以下「県内」という。）に住所を有すること。
  - イ 届出対象者の双方又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。

## (届出の方法)

第4 パートナーシップ関係にある旨の届出をする者（以下「届出者」という。）は、次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 長野県パートナーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）
  - (2) 長野県パートナーシップ届出に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 前項の規定により届出書及び確認書を提出するときは、次に掲げる書類（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。
- (1) 届出者の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）
  - (2) 届出者に係る独身証明書又は戸籍抄本
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。
- 4 前3項に規定する書類の提出は、郵送又は知事が指定する場所への持参により行うものと

する。

(通称名の使用)

第5 届出者が第4第1項の規定による届出において、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)の使用を希望し、知事が必要と認める場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。

(本人確認)

第6 知事は、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることにより、届出者が本人であることを確認するものとする。

(1) 個人番号カード(マイナンバーカード)

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、届出者の顔写真が貼付されたもの。

(5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

2 通称名を使用する場合は、知事は、届出者の社員証、郵便物その他の日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の提示を求めることにより、確認するものとする。

3 前2項の確認は、知事が指定するインターネットを利用した会議システム等により行うものとする。ただし、届出者が希望するときは、知事が指定する場所において行うことができる。

(県内への転入の届出)

第7 第3第5号のイに規定する県内への転入を予定している届出者(以下「転入予定者」という。)は、第4第1項の規定による届出の日から原則として3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出しなければならない。

(届出受領証等の交付)

第8 知事は、届出者が第3に掲げる要件を満たしていると認めるときは、長野県パートナーシップ届出受領証明書(様式第3号)及び長野県パートナーシップ届出受領証携帯用カード(様式第4号。以下、これらを「届出受領証等」という。)を交付するものとする。

2 届出者が、第5の規定により通称名を使用したときは、届出受領証等の表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、転入予定者には転入予定者受付票(様式第5号)を交付するものとする。この場合において、転入予定者から第7の規定により住民票の写しの提出があったときは、転入予定者受付票と引き換えに、第1項の規定により届出受領証等を交付するものとする。

(届出受領証等への子に関する記載)

第9 届出者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子をいう。以下「子」という。)がいる場合において、届出受領証等に係る子に関する届出書(様式第6号。次項及び第4項において「子に関する届出書」という。)に、届出受領証等(第4第1項の規定による届出にあわせて届け出る場合を除く。)及び次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより、子の氏名及び生年月日を届出受領証等に記載することができる。

(1) 住民票の写し、戸籍抄本の写しその他の子との関係性を確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 2 届出者は、届出受領証等に記載した子の氏名及び生年月日の削除を希望するときは、子に関する届出書を知事に提出するものとする。
- 3 前2項の届出については、第4第4項の規定を準用する。
- 4 知事は、第1項及び第2項の規定により子に関する届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該届出者に対し、子に関する届出書の内容に基づく届出受領証等を交付する。

(届出事項の変更)

第10 届出受領証等の交付を受けた者は、住所、氏名、子の氏名その他届出書類の記載事項に変更があった場合(第12の規定により返還する場合を除く。)は、長野県パートナーシップ届出事項変更届(様式第7号)に変更内容が確認できる書類及び届出受領証等を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出については、第4第4項及び第6の規定を準用する。
- 3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく届出受領証等を交付するものとする。

(届出受領証等の再交付)

第11 届出受領証等の交付を受けた者が、届出受領証等の紛失、毀損等の事情により再交付を受けようとするときは、長野県パートナーシップ届出受領証等再交付申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請については、第4第4項及び第6の規定を準用する。
- 3 知事は第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、必要と認める場合には、届出受領証等を再交付することができるものとする。
- 4 届出受領証等の再交付を受けようとする者は、再交付前の届出受領証等を返還しなければならない。なお、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

(届出受領証等の返還)

第12 届出受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野県パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届(様式第9号)に届出受領証等を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき。
  - (2) 第3第2号又は第3号に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)
  - (4) いずれか一方が死亡したとき。
  - (5) 双方が届出受領証等の廃棄を希望するとき。
  - (6) 第11第3項の規定により再交付を受けた者が、紛失等の理由により返還できなかった再交付前の届出受領証等を発見したとき。
- 2 前項の届出については、第4第4項及び第6の規定を準用する。

(届出受領事実証明書の交付等)

第13 知事は、第12第1項第4号に該当し、届出受領証等を返還した者(以下「4号返還者」という。)が希望するときは、長野県パートナーシップ届出受領事実証明書(様式第10号)を交付するものとする。

- 2 知事は、4号返還者が引き続き当該届出受領証等の保持を希望するときは、当該届出受領証等に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付するものとする。
- 3 前2項の交付を希望するときは、4号返還者は、長野県パートナーシップ届出受領事実証

明書交付申請書兼届出受領証等使用停止処理後再交付申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

4 前項の申請については、第 4 第 4 項及び第 6 の規定を準用する。

（無効となる届出）

第 14 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とし届出受領証等の返還を求めるものとする。

（1）届出の内容に虚偽があったとき。

（2）届出者が届出受領証等を不正に使用又は改ざんしたとき。

2 届出者は、前項の規定により返還を求められたときは、遅滞なく届出受領証等を知事に返還するものとする。

（県内市町村のパートナーシップ制度との関係）

第 15 県内の市町村が交付したパートナーシップ関係（事実婚関係を含む。）の届出等があった旨を証明する書類については、長野県の行政においては届出受領証等とみなす。

（制度の実施に当たっての配慮等）

第 16 知事は、県民及び事業者により長野県パートナーシップ届出制度及び当該制度の趣旨が適切に理解され、その社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（個人情報の適切な取扱い）

第 17 知事は、この要綱に基づき収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（届出書等の保存）

第 18 知事は、届出書等の提出書類を 30 年間保存するものとする。

（補則）

第 19 この要綱に定めるもののほか、長野県パートナーシップ届出制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 7 月 10 日から施行する。

2 第 4 の規定による届出及び第 6 の規定による本人確認は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。